

公募型プロポーザルの実施について

令和6年5月7日

大阪市計画調整局長 山田 裕文

次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1. プロポーザルに付する事項	
(1) 案件名称	令和6年度 難波・湊町地域の都市再生推進方策等検討調査業務委託
(2) 履行期間	契約日～令和7年3月21日
(3) 業務内容	1) 難波・湊町地域の都市再生に向けた現状分析 2) OCAT ビルにおける公共交通機能（バスターミナル・公共交通）のあり方に係る検討（事例収集を含む）
2. 日程及び場所	
(1) 公告日	令和6年5月7日
(2) 交付書類交付期間	令和6年5月7日～5月17日 （本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））
(3) 交付書類交付場所	大阪市計画調整局開発調整部開発計画課 大阪市ホームページ掲載ページ（予定）：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 > 「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 > 「プロポーザル方式等発注案件」 > 「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」
(4) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間	令和6年5月7日～5月17日 （本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））
(5) 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所	大阪市計画調整局開発調整部開発計画課
(6) 提案書の提出者決定・非決定通知日	令和6年5月22日
(7) 提案受付	令和6年5月23日～6月7日 （本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））
(8) 提案書等の提出場所	大阪市計画調整局開発調整部開発計画課
(9) プレゼンテーション	令和6年6月24日
(10) 審査結果の決定・非決定通知日	令和6年6月28日
3. 応募資格	
<p>次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 「参加申請書」の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）に基づく参加停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。</p> <p>(4) 大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて種目「500:建設コンサルタント（業務種別）511:都市計画及び地方計画（登録部門等）」で入札参加資格を有していること。 （共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。）</p> <p>(5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。</p> <p>(6) 関係会社の参加制限</p> <p>当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。</p> <p>①親会社と子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、更生会社という）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。</p> <p>②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。</p> <p>③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。</p>	

#### 4. 交付書類

- (ア) 検討調査業務委託事業者募集要項（公募型プロポーザル）
- (イ) 業務委託契約書(案)
- (ウ) 参加申請書
- (エ) 誓約書
- (オ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (カ) 業務委託特別共同企業体協定書(例)
- (キ) 提案書の作成について
- (ク) 提案書(様式1-5)

#### 5. 担当

計画調整局開発調整部開発計画課 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所本庁7階  
TEL 06-6208-7824 FAX 06-6231-3751

#### 6. その他

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 電子メール・FAXによる提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
  - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
  - <時 間> 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）
- (5) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
  - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
  - <時 間> 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）
- (6) (4)及び(5)の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。
  - <場 所> 参加申請書等提出場所に同じ
- (7) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受注者の選定以外の目的には使用しない。
- (8) 日程を変更する場合はその都度連絡する。
- (9) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。
- (10) 期限後の提出、差し替え等は一切認めない。
- (11) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (12) 受注者の選定後、契約締結までに受注者に選定された者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、受注決定を無効とし契約の締結を行わない。